事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 8月17日更新

事務事業名	福祉手当支給等事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 □「こどもまんなか社会」の構築 □産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系 政策	2 福祉の健幸	所属部	健康福祉部	課長名	松永
総合計画体系 施策	8 障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	鬼塚
総合計画体系 業務分野	29 障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	（内線）	1156

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	1	3	10521	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、合志市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 18 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】（開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）

在宅の重度障がい者（児）本人また扶養者に対し、経済的負担への援護措置を目的として、手当を支給する事業（所得による支給制限あり）。障がい者の生活の基盤となる所得保障制度を確立するため開始された。
手当種類は以下４つ
①特別障害者手当：精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給される手当。本人に年4回支給。
②障害児福祉手当：精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給される手当。本人に年4回支給
③経過的福祉手当：従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も受給されない方に支給される手当。本人に年4回支給
④特別児童扶養手当（1級）（2級）：20歳未満の精神又は身体に中程度以上の障がいのある児童を家庭で監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）に対し支給される手当。扶養者に年3回支給。
（以下①～③を手当3種、④を特児とする）
特別児童扶養手当進達事務は事業名福祉手当支給等事業の中で対応している。

【業務の流れ】

①申請受付②審査・決定③給付④国・県負担金を請求
決定：（手当3種）市による決定（特児）県による決定
給付：（手当3種）5.8.11.2月にそれぞれ前月までの3カ月分を支給
（特　児）4.8.12月にそれぞれ前月までの4カ月分を支給

【主な予算費目】 需用費、役務費、扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画

①7年度事務事業の成果・実績

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受給資格者に対し手当を支給した。また、特別児童扶養手当の進達事務を行った。障害児福祉手当及び特別障害者手当については、死亡等の資格喪失者は居たものの新規申請が上回り微増となった。

【障害児福祉手当】
令和4年度　62人　　令和5年度　61人　　令和6年度　57人　　令和7年度　60人
【特別障害者手当】
令和4年度　92人　　令和5年度　100人　　令和6年度　88人　　令和7年度　91人

②8年度計画（次年度に計画している主な内容）

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受給資格者に対し手当を支給する。また特別児童扶養手当の進達事務を行う。

③予算の主な増減の理由

手当支給額改定及び受給者の増加見込に伴う扶助費の増

成果指標		(単位)	データ取得方法
⇒ ア	受給するようになった対象者数	人	
イ			
ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

		単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標	ア	人	24	8	10	12	10	10	10	10
	イ									
	ウ									
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	31,300	32,221	36,595	31,571	37,134	27,977	28,117	28,257
	都道府県支出金	千円								
	地方債	千円								
	その他	千円	259							
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	9,962	10,513	12,098	10,248	12,276	9,246	9,292	9,339
	(A) 事業費計	千円	41,521	42,734	48,693	41,819	49,410	37,223	37,409	37,596

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

経過的福祉手当については受給者数が０となったことで、受給者の転入がない限りは０で推移する。その他の手当については、総受給者数は減少傾向にあるが、新規申請数が増加しており、在宅の重度障がい者（児）の生活基盤となる所得保障制度であるため継続実施する必要がある。

(4)今後の事業の方向性

□廃止　□縮小　□事業のやり方改善　☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 6月 2日更新

事務事業名	障害者自立支援医療費支給事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	□「こどもまんなか社会」の構築	□産業の共生による市経済の持続的発展

総合計画体系				所属部	健康福祉部	課長名	松永
政策	2	福祉の健幸					
施策	8	障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	塩地	
業務分野	29	障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	（内線）	1157	

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	障害者総合支援法
	一般	3	1	3	10509		

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 18 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】 （開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）	【更生医療】身体損傷に対する一般医療（治療）を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にするため、医療費の一部を支給する事業 【育成医療】18歳未満の児童で、身体上の障がいのある方、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残す方で、確実な治療効果が期待しうるものに対し、医療費の一部を支給する事業。 【精神通院】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。 【療養介護】障害者総合支援法の規定に基づき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話に対する療養介護医療費の一部を支給する事業。 平成18年4月障害者自立支援法制定により開始された。 平成25年4月障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に改正。 平成25年4月育成医療が県からの権限委譲により、市での給付となる。
【業務の流れ】	【更生医療】①更生医療申請受付→②県へ判定依頼→③判定書に基づき決定→④支払→⑤国・県負担金請求 【育成医療】①育成医療申請受付→②市で支給判定、決定→③支払→④国・県負担金請求 【精神通院】①精神通院申請受付→②県へ判定依頼→③認定結果の受領→⑤医療機関へ結果報告 【療養介護】①障害福祉サービス（療養介護）の申請受付→②障害支援区分認定調査→③広域連合へ区分判定依頼→④支給決定→⑤支払→⑥国・県負担金請求
【主な予算費目】	役務費、扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画

①7年度事務事業の成果・実績

自立支援医療（更生医療・育成医療）の対象となる人工透析等の医療費の一部を申請に基づき、本人又はその扶養義務者の負担能力に応じ助成した。また、障害福祉サービス（療養介護）の支給決定者に対して、病院において行われる機能訓練、看護、日常生活における世話等の医療費の一部を本人及び配偶者の負担能力に応じて助成した。また、自立支援医療費（精神通院）の申請等受付や精神保健福祉センターへの進達業務などを行った。精神通院の対象者は増加、育成医療は微減だが、更生医療については、死亡により減少となった。

【自立支援（更生医療）】
令和4年度 258人　令和5年度 289人　令和6年度 270人　令和7年度 182人
【自立支援（育成医療）】
令和4年度 7人　令和5年度 8人　令和6年度 7人　令和7年度 6人
【自立支援（精神通院）】
令和4年度 1,222人　令和5年度 1,389人　令和6年度 1,359人　令和7年度 1,443人

②8年度計画（次年度に計画している主な内容）

自立支援医療（更生医療・育成医療）の対象となる人工透析・ペースメーカー埋め込み術等の医療費の一部を申請に基づき、本人又はその扶養義務者の負担能力に応じ助成する。
また、障害福祉サービス（療養介護）の支給決定者に対して、病院において行われる機能訓練、看護、日常生活における世話等の医療費の一部を本人及び配偶者の負担能力に応じて助成する。

③予算の主な増減の理由

自立支援医療費（更生医療・育成医療）の前年度実績に伴う扶助費の減

成果指標		(単位)	データ取得方法
⇒ ア	医療費給付額	円	扶助費予算、決算額
イ			
ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

		単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標	ア	円	55,741,211	48,156,016	56,082,000	39,456,129	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000
	イ									
	ウ									
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	25,560	27,040	27,167	27,167	26,444	29,174	29,757	30,352
	都道府県支出金	千円	10,050	10,748	13,583	10,812	13,222	14,587	14,878	15,176
	地方債	千円								
	その他	千円	5,619							
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	14,742	11,229	13,881	5,900	13,518	14,861	15,159	15,462
	(A) 事業費計	千円	55,971	49,017	54,631	43,879	53,184	58,622	59,794	60,990

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

令和７年度は前年度と比較すると、死亡により対象者が大幅に減少した。自立支援医療費は継続的な治療が必要である障がい者への支援であり、本人の負担能力に応じた適正な給付が必要である。

(4)今後の事業の方向性

□廃止　□縮小　□事業のやり方改善　☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 8月17日更新

事務事業名	障がい者住宅改造助成事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 □「こどもまんなか社会」の構築 □産業の共生による市経済の持続的発展

総合計画体系				所属部	健康福祉部	課長名	松永
	政策	2	福祉の健幸				
	施策	8	障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	川脇
	業務分野	29	障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	（内線）	1156

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	1	3	10517	合志市障害者住宅改造助成事業実施規則

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 18 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】（開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）	在宅の重度の身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）世帯に対し、在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として、申請に基づき住宅改造に必要な経費を助成する事業
【業務の流れ】	住宅改造実施者からの相談→実地調査及び改造方法の助言（必要に応じて住宅改修相談員に依頼）→助成金交付申請受付→助成金交付決定→住宅改造実施→実績報告、助成金の請求→助成金の支給
【主な予算費目】	委託料、補助金

(1)事務事業の振り返り・計画

①7年度事務事業の成果・実績

重度の身体・知的障がい者の在宅生活に必要な住宅改造について、周知及び相談受付後、現地調査をおこない交付決定を行った。
【基準に達しなかった理由】申請に関する問い合わせは多数あったため例年通りの予算額であったが、所得制限に該当する方が多数であり実績が1件となったため。

【障がい者住宅改造助成】
令和4年度 2人 令和5年度 1人 令和6年度 0人 令和７年度 1人

②8年度計画（次年度に計画している主な内容）

重度の身体・知的障がい者の在宅生活に必要な住宅改造に対し、経費の助成を行う。

③予算の主な増減の理由

成果指標			(単位)	データ取得方法
⇒	ア	実際に助成を受けた者の数	人	
	イ			
	ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

			単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標		ア	人	1	0	2	1	2	2	2	2
		イ									
		ウ									
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都道府県支出金	千円	193		600	233	450	450	450	450
		地方債	千円								
		その他	千円								
		繰入金	千円								
		一般財源	千円	205		622	244	461	461	461	461
	（A）事業費計		千円	398	0	1,222	477	911	911	911	911

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

本年度は1件助成を行った。在宅の重度の身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）世帯に対し、在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として、申請に基づき住宅改造に必要な経費を助成する事業であり継続的に事業を実施する必要がある。

(4)今後の事業の方向性

□廃止 □縮小 □事業のやり方改善 ☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 8月17日更新

事務事業名	障がい者団体等活動支援事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	□「こどもまんなか社会」の構築	□産業の共生による市経済の持続的発展

総合計画体系				所属部	健康福祉部	課長名	松永
	政策	2	福祉の健幸				
	施策	8	障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	鬼塚
	業務分野	30	障がい者（児）への社会参加の促進	所属班	障がい福祉班	（内線）	1156

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	1	3	10518	合志市補助金等交付規則

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 18 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】（開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）	①障がいを持った方が自立した生活と社会参加を目的とした活動に要する経費を補助する事業。 障がい者相互の親睦と活動を支援するため設立された各種団体に補助を行う。 ②障がい者団体等各団体への支援事業の一部で菊池圏域、熊本県域で実施する事業である。 菊池地域希望の会運営活動支援、熊本県精神保健協会参画、地域療育センター参画、熊本県障がい者スポーツ大会参画のため 負担金（負担割合分）を支払う。
【業務の流れ】	①事業計画承認申請受付→②審査、内示→③審査、交付決定→④概算払→⑤実績報告→⑥審査、補助金交付確定通知 ②負担金の請求受付→支払 （負担割合：人口割、登録者割などにより団体の事業費を市町村で分割負担する）
【主な予算費目】	補助金、負担金

(1)事務事業の振り返り・計画

① 7年度事務事業の成果・実績

障がい者団体に対して活動補助金を交付し、障がい者の自立した生活と社会参加を支援した。

② 8年度計画（次年度に計画している主な内容）

障がい者団体に対して活動補助金を交付し、障がい者の自立した生活と社会参加を支援する。

③予算の主な増減の理由

成果指標			(単位)	データ取得方法
⇒	ア	活動回数	回	
	イ			
	ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

		単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標	ア	回	38	45	100	67	100	100	100	100
	イ									
	ウ									
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円								
	都道府県支出金	千円								
	地方債	千円								
	その他	千円								
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	457	457	457	457	457	475	475	475
	（A）事業費計	千円	457	457	457	457	457	475	475	475

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

会員数の減少がみられるが活動回数が増加していることから各団体ごとに活動を継続しており、障がい者の社会参加の促進が図れた。

(4)今後の事業の方向性

□廃止 □縮小 □事業のやり方改善 ☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 8月17日更新

事務事業名	自立支援給付事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 □「こどもまんなか社会」の構築 □産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系 政策	2 福祉の健幸	所属部	健康福祉部	課長名	松永
総合計画体系 施策	8 障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	大薮、深見
総合計画体系 業務分野	29 障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	（内線）	1158

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	1	3	10537	障害者総合支援法

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 18 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】
（開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）

平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害福祉サービスの児童デイサービスと県事業であった児童福祉法の障害児施設給付費の通所分が統合され、市の事業である障害児通所給付費へと移行したため、受給者数1人当たりの単価は増加している。
平成25年4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正された。
この規定に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス費及び補装具費を支給する。

【業務の流れ】

【障害福祉サービス費】
サービス利用希望者からの相談・申請を受け、認定調査を行い審査・判定の結果、支給決定（障害支援区分認定）・通知を行う。利用者と事業者が利用契約を行いサービスを利用し、利用実績に基づき、月毎に国保連を通して障害福祉サービス費を事業者へ支払う。
【補装具費】
補装具の購入または修理希望者からの相談・申請を受け、調査を行い審査・県総合相談所判定の結果、支給決定・通知を行う。受給者と製作事業者が契約を行い、補装具の納品後、代理受領を行う製作事業者へ補装具費を支払う。

【主な予算費目】 報酬、職員手当、需用費、役務費、委託料、使用料、負担金、扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画

① 7年度事務事業の成果・実績

自立支援給付事業とは、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス費及び補装具費を支給するもの。障害福祉サービスとは、障害のある方で支援を必要としている方に対し、障害の程度や置かれている状況を踏まえて、必要な支援を提供するサービスのこと。サービス内容としては、就労支援などの訓練を対象とした「訓練等給付」と、日常生活のサポートを受けられる「介護給付」の2種類がある。そういった福祉サービス及び補装具の給付希望者に対し、各々の支給を行った。令和4年度以降は受給者、利用者延べ人数とも増加傾向であったが令和6年度は受給者数は減少、利用者延べ人数は増加、令和7年度は受給者、利用者延べ人数とも増加した。

【障がい福祉サービス利用者推移】
（令和4年度） 受給者577人 利用者延1,463人
（令和5年度） 受給者587人 利用者延1,546人
（令和6年度） 受給者575人 利用者延1,595人
（令和7年度） 受給者597人 利用者延1,668人

② 8年度計画（次年度に計画している主な内容）

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス費及び補装具費を支給する。

③予算の主な増減の理由

障がい福祉サービス利用者延べ人数の増加や報酬改定に伴う扶助費の増

成果指標		（単位）	データ取得方法
⇒ ア	自立支援給付費の年間延べ利用者	人	
⇒ イ			
⇒ ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

		単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標	ア	人	12,227	12,969	13,500	13,741	14,000	14,500	15,000	15,500
	イ									
	ウ									
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	752,678	844,024	898,142	872,208	926,375	827,560	868,937	912,383
	都道府県支出金	千円	411,092	433,170	448,994	428,646	463,187	413,780	434,469	456,191
	地方債	千円								
	その他	千円		1,797						
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	408,028	380,753	472,650	515,455	497,059	432,064	452,898	479,775
	（A）事業費計	千円	1,571,798	1,659,744	1,819,786	1,816,309	1,886,621	1,673,404	1,756,304	1,848,349

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

障害福祉サービスの利用者数が増加傾向にあることに加え、障がい者の地域移行、重度の障がい者が在宅での生活を希望することにより事業費が増加傾向にある。

(4)今後の事業の方向性

□廃止 □縮小 □事業のやり方改善 ☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 8月17日更新

事務事業名	重度障がい者等在宅生活支援事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	□「こどもまんなか社会」の構築	□産業の共生による市経済の持続的発展

総合計画体系				所属部	健康福祉部	課長名	松永
政策	2	福祉の健幸					
施策	8	障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	川脇	
業務分野	29	障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	（内線）	1156	

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	1	3	10531	合志市在宅身体障害者等紙おむつ給付規則 合志市障害者配食サービス事業実施要綱他

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 18 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】 （開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）	合志市内で在宅の重度障がい者・児やその介護者の身体的かつ経済的負担を軽減し、地域で安心して在宅生活ができるように障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業による支援が受けられないものに対し、市独自の支援事業を実施する。
【業務の流れ】	【在宅障害者等紙おむつ支給事業】申請書受理後、書類審査及び実態調査により、受給資格の有無を決定する。受給資格者に、決定通知書又は給付却下通知書を送付する。紙おむつの給付は現物をもって行うものとし、給付限度額は月４，５００円とする。市が委託する納入業者が１箇月分をまとめて、対象世帯へ直接配達する。業者からの請求に基づき、支払いを行う。 【在宅身体障害者等介護者手当支給事業】合志市に居住の常時介護を必要とする重度の臥床の障がい者・児を在宅介護している者（市内在住）に対して介護者手当（月額１万円、年額上限１２万円）を支給する。 【聴覚障がい児補聴器購入費助成事業】身体障害者手帳の交付対象とならない聴覚障がいのある児童の音声言語能力の向上や、コミュニケーション能力等の成長が図られるよう補聴器購入費の2/3の額を助成する。
【主な予算費目】	報酬費、役務費、扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画

①7年度事務事業の成果・実績

重度障がい者等在宅生活支援事業として、在宅障害者等紙おむつ支給事業、在宅身体障害者等介護者手当支給事業、聴覚障がい児補聴器購入費助成事業を実施した。
【基準に達しなかった理由】聴覚障がい児補聴器購入費助成の相談及び申請が0件であったため。
【在宅障害者等紙おむつ支給】
令和4年度 11人 令和5年度 10人 令和6年度 9人 令和7年度 10人
【在宅身体障害者等介護者手当支給】
令和4年度 1人 令和5年度 1人 令和6年度 1人 令和7年度 1人
【聴覚障がい児補聴器購入費助成】
令和4年度 0人 令和5年度 3人 令和6年度 1人 令和7年度 0人

②8年度計画（次年度に計画している主な内容）

重度障がい者等在宅生活支援事業として、在宅障害者等紙おむつ支給事業、在宅身体障害者等介護者手当支給事業、聴覚障がい児補聴器購入費助成事業を実施する。

③予算の主な増減の理由

障害者相談員の廃止に伴う報償費の減

成果指標			(単位)	データ取得方法
⇒	ア	各事業利用者数	人	
	イ			
	ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

			単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標	ア		人	14	11	10	11	10	10	10	10
	イ										
	ウ										
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都道府県支出金	千円	101	30	91		91	91	91	91
		地方債	千円								
		その他	千円								
		繰入金	千円								
		一般財源	千円	820	764	931	780	901	911	911	911
	（A）事業費計		千円	921	794	1,022	780	992	1,002	1,002	1,002

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

適切な審査・決定及び支給を行い、合志市内の重度障がい者・児の在宅生活の支援ができた。

(4)今後の事業の方向性

□廃止 □縮小 □事業のやり方改善 ☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 5月11日更新

事務事業名	重度心身障害者医療費助成事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 □「こどもまんなか社会」の構築 □産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系 政策	2 福祉の健幸	所属部	健康福祉部	課長名	松永
施策	8 障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	塩地
業務分野	29 障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	（内線）	1157

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	1	3	10529	熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領、合志市重度心身障害者医療費助成に関する条例

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 18 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】（開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）	重度心身障がい者（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級所持者）の医療費の負担を軽減するため、医療費の一部（通院の場合１医療機関につき月に1,000円、入院の場合1医療機関につき月に2,000円を超えた分）を助成する。※所得による支給制限あり。重度心身障がい者の医療費の負担を軽減するため、昭和48年度より実施。平成18年施行の障害者自立支援法の影響により、助成対象経費の範囲が拡大した。また平成20年度から、はり、きゅう、あんま、マッサージ、柔道整復等の施術費も助成対象経費となった。
【業務の流れ】	①受給資格者認定申請受付（新規手帳交付者等）→受給資格の審査、決定→受給資格者証の交付 ②毎年8月に受給資格の見直し（所得状況の確認） ③医療費の助成申請受付→審査→助成金の支給（原則診療月の3ヶ月後の月末）
【主な予算費目】	報酬、役務費、扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画

①7年度事務事業の成果・実績

重度心身障害者医療費助成とは保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金（病院受診時の支払額等））の月の診療分または施術分について1医療機関につき1,000円（入院については2,000円）を控除した額を助成する制度であり、重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成した。受給資格者は身体障害者手帳の減少に伴い減少傾向であり、令和7年度も減少した。

【重度心身障害者医療費助成】
（令和４年度） 受給資格者数 1,058人、助成延べ件数 12,810件
（令和５年度） 受給資格者数 1,028人、助成延べ件数 12,301件
（令和６年度） 受給資格者数 1,012人、助成延べ件数 13,090件
（令和７年度） 受給資格者数 1,005人、助成延べ件数 13,378件

②8年度計画（次年度に計画している主な内容）

重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。

③予算の主な増減の理由

前年度助成実績に伴う扶助費の増

成果指標		(単位)	データ取得方法
⇒ ア	延べ助成人数	人	
イ			
ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

		単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標	ア	人	12,897	13,090	13,050	13,378	13,300	13,300	13,300	13,300
	イ									
	ウ									
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円								
	都道府県支出金	千円	40,622	40,699	42,600	41,165	44,000	46,370	47,297	48,242
	地方債	千円								
	その他	千円	134		1,385		850			
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	43,019	47,757	43,956	43,578	46,028	48,170	49,097	50,043
	(A) 事業費計	千円	83,775	88,456	87,941	84,743	90,878	94,540	96,394	98,285

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

重度心身障がい者の医療費の一部を助成することで経済的負担の軽減をはかることを目的とした事業であり、受給資格者数は微減であるが、助成延べ件数は年々増加している。

(4)今後の事業の方向性

□廃止 □縮小 □事業のやり方改善 ☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 8月18日更新

事務事業名	合志市障害者就労支援事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	□「こどもまんなか社会」の構築	□産業の共生による市経済の持続的発展

総合計画体系				所属部	健康福祉部	課長名	松永
	政策	2	福祉の健幸				
	施策	8	障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	中村
	業務分野	30	障がい者（児）への社会参加の促進	所属班	障がい福祉班	（内線）	1150

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	1	3	11533	

終了、開始年度	□ 7年度で終了　□ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ　☑単年度繰返（開始年度 22 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】 （開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）	障がい者の就労支援、工賃アップに繋がるよう施設が行う役務の商談会や製造する物品等の販売会を支援する。障害者優先調達推進法に基づき、合志市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。また、障がい者への就労支援として市内企業への働きかけや市内福祉サービス事業所への訪問等をおこなう。
【業務の流れ】	市民、企業等に広く周知を行い、販売会を支援する。また、福祉サービス事業所への訪問等を実施する。
【主な予算費目】	予算計上なし

(1)事務事業の振り返り・計画

①7年度事務事業の成果・実績

合志市民まつりにおいて、希望する事業所において市内障害者福祉施設製品の展示販売会を行い、市内障がい者就労支援施設の周知のためのパンフレット配布を行った。また、市企業連に対して市内障がい者就労支援施設の周知及び業務依頼、障がい者の一般就労のための広報等を行った。

②8年度計画（次年度に計画している主な内容）

市民まつり等において展示販売会を行う。また障害者優先調達推進法に基づき市内障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。また、障がい者への就労支援や事業所への仕事の依頼などのための市内企業への働きかけや市内福祉サービス事業所への訪問等をおこなう。

③予算の主な増減の理由

	成果指標	（単位）	データ取得方法
ア	一般就労できた障がい者数	人	
⇒ イ	就労系福祉サービス事業所の訪問件数	件	
ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

		単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標	ア	人	7	6	5	8	5	5	5	5
	イ	件	10	5	5	3	5	5	5	5
	ウ									
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円								
	都道府県支出金	千円								
	地方債	千円								
	その他	千円								
	繰入金	千円								
	一般財源	千円								
	（A）事業費計	千円	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

障がい者就労支援施設の周知等を積極的に行った。今後も対象となるサービス受給者が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行う。

(4)今後の事業の方向性

□廃止　□縮小　□事業のやり方改善　☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 9月16日更新

事務事業名	障害児通所費給付事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 ☑「こどもまんなか社会」の構築 □産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系 政策	2 福祉の健幸	所属部	こども部	課長名	小畑
施策	8 障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	こども未来課	担当者名	満田
業務分野	29 障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	こども支援班	（内線）	1629

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	2	1	11588	児童福祉法

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 24 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】（開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）	平成24年4月の障害者自立支援法および児童福祉法の改正に伴い、障害福祉サービスの児童デイサービスと県事業であった児童福祉法の障害児施設給付費の通所分が統合され、市が給付を行う障害児通所給付費となった。 保護者の申請により、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等のサービスが受けられる支援である。 市は児童福祉法の規定に基づき、障がい児の日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応など生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進ができるよう、障害児通所給付費を支給する。
【業務の流れ】	通所利用希望者からの相談・申請を受け、聞き取り調査および内容審査の結果、障害児支援利用計画案により支給決定・通知を行う。受給者は事業者と利用契約したうえでサービスを利用する。市はその利用に係る障害児通所給付費について、国保連を通して月毎に事業者へ支払う。
【主な予算費目】	役務費、扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画

①7年度事務事業の成果・実績

サービス利用に係る障害児通所給付費の支給により、発達に課題や困り感のあるこどもの日常生活の支援や集団生活への適応につながった。受給児童数　819人（うち、就学児　500人、未就学児　319人）

②8年度計画（次年度に計画している主な内容）

受給者の増加や利用日数などの増加、給付費の増加が予想されるため、適正な支援ができるよう対応する。

③予算の主な増減の理由

障害児通所（児童発達支援・放課後等デイサービス）利用希望者の増加による扶助費の増

成果指標			(単位)	データ取得方法
⇒	ア	障害児通所費の年間延べ利用者	人	
	イ			
	ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

			単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標		ア	人	8,945	9,029	9,300	9,372	9,400	9,400	9,400	9,400
		イ									
		ウ									
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	469,896	517,762	551,580	551,581	570,843	643,614	695,252	751,042
		都道府県支出金	千円	234,387	258,775	275,789	275,790	285,421	321,806	347,626	375,521
		地方債	千円								
		その他	千円								
		繰入金	千円								
		一般財源	千円	226,443	214,498	279,730	246,165	289,407	326,110	352,130	380,242
	（A）事業費計		千円	930,726	991,035	1,107,099	1,073,536	1,145,671	1,291,530	1,395,008	1,506,805

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

利用希望者の増加により、支給量が増え、今後も事業費の増加が見込まれる。

(4)今後の事業の方向性

□廃止　□縮小　□事業のやり方改善　☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

事務事業マネジメントシート（令和 7年度実績と令和 8年度計画）

令和 8年 8月17日更新

事務事業名	地域生活支援事業	□安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 □「こどもまんなか社会」の構築 □産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系 政策	2 福祉の健幸	所属部	健康福祉部	課長名	松永
総合計画体系 施策	8 障がい者（児）の自立と社会参加の促進	所属課	福祉課	担当者名	川脇
総合計画体系 業務分野	29 障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実	所属班	障がい福祉班	（内線）	1156

予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠
	一般	3	1	3	10510	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域生活支援事業実施要綱他

終了、開始年度	□ 7年度で終了 □ 7年度から開始	事業期間	□単年度のみ ☑単年度繰返（開始年度 18 年度） □期間限定複数年度（ ～ 年度）

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】 （開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、市町村が実施する事業であり、本市は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、福祉ホーム運営費助成事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業、障害者虐待対策支援事業を実施する。
【業務の流れ】	【相談支援事業】障がい者・児、その保護者または介護者等からの相談に委託相談事業所が対応する。【成年後見制度利用支援事業】市長申立による成年後見制度の利用に要する費用のうち、登記手数料、鑑定費用等及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。【意思疎通支援事業】聴覚、言語機能、音声機能等の障がい者等に手話通訳・要約筆記者の派遣を行う。手話通訳者を市役所に月 2回配置し、手話通訳者が必要な方に対して窓口での支援をしている。【日常生活用具給付】申請受付、給付要件の確認を行い、日常生活用具給付調査書を作成し、給付の要否を決定する。日常生活用具給付決定・却下通知書により申請者に通知し、同時に給付券を交付する。【手話奉仕員養成研修事業】聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。【移動支援事業】申請受付、審査後支給決定する。利用者が決定通知を事業所に提示し、サービス依頼し利用する。【福祉ホーム運営費助成事業】福祉ホーム設置予定事業者からの事業計画承認申請、事業者への事業補助金内示、事業者からの補助金交付申請、事業者への補助金交付決定、事業者からの事業実績報告、事業者への事業補助金確定。【訪問入浴サービス事業】利用申請受付→内容審査、派遣の要否を決定→申請者に通知、利用者名簿に登録→訪問入浴の利用（原則１割を自己負担）→サービス提供事業所に委託料の支払。【日中一時支援事業】申請受付、審査後支給決定する。利用者が決定通知を事業所に提示し、サービス依頼し利用する。【地域活動支援センター事業】障がい者・児の創作的活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流促進の便宜を菊池圏域委託事業所により供与。事業実施に伴う調整会議、委託契約事務、事業費支払事務、市町負担金支払及び請求事務。【障害者虐待対策支援事業】障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応など適切支援を行うための事業で、一時保護のための居室確保のため使用料を計上している。
【主な予算費目】	報償費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金、扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画

①7年度事務事業の成果・実績

地域生活支援事業とは障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援を行うものである。その事業において日常生活用具給付事業をはじめ、意思疎通支援、移動支援、相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス、障害者自動車運転免許取得・改造助成、福祉ホーム運営費助成を支給希望者に対し、申請受付後審査･決定を行い支給した。
日中一時支援事業の実利用人数及び日常生活用具給付に係る申請件数、訪問入浴の実利用人数は、微減となった。

【日常生活用具給付】
令和4年度 1,256件　令和5年度 1,284件　令和6年度 1,346件　令和7年度 1,335件

②8年度計画（次年度に計画している主な内容）

日常生活用具給付事業をはじめ、意思疎通支援、移動支援、相談支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス、障害者自動車運転免許取得・改造助成、福祉ホーム運営費助成を支給希望者に対し申請受付後審査･決定を行い支給する。また、基幹相談支援センターと連携し障がい者及びその家族に対する相談支援体制の強化を図る。

③予算の主な増減の理由

日常生活用具給付事業（住宅改修含む）及び移動支援事業の今年度の実績値に伴う扶助費の減

成果指標		(単位)	データ取得方法
⇒ ア	各事業利用件数	件	
イ			
ウ			

(2)成果指標・総事業費の推移

		単位	5年度 実績(決算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	7年度 実績(決算)	8年度 目標(当初予算)	9年度 予定	10年度 見込	11年度 見込
成果指標	ア	件	4,031	4,669	8,000	4,439	8,000	8,000	8,000	8,000
	イ									
	ウ									
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	10,706	10,062	22,007	15,621	21,046	12,979	12,979	12,979
	都道府県支出金	千円	5,433	5,531	11,631	8,337	11,136	6,832	6,832	6,832
	地方債	千円								
	その他	千円	1,261	1,264	1,339	1,347	1,367	1,270	1,270	1,270
	繰入金	千円								
	一般財源	千円	27,148	28,095	42,933	40,231	41,364	43,542	43,542	43,542
	（A）事業費計	千円	44,548	44,952	77,910	65,536	74,913	64,623	64,623	64,623

(3)評価の総括（成果向上の余地・事業費削減の余地）

障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努めた。

(4)今後の事業の方向性

□廃止 □縮小 □事業のやり方改善 ☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）